

次期下水道使用料のあり方について

1-1 下水道使用料改定の有無について検討する時期



➤しずおか水ビジョン P24より
『社会状況の変化や技術革新の進展などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。』

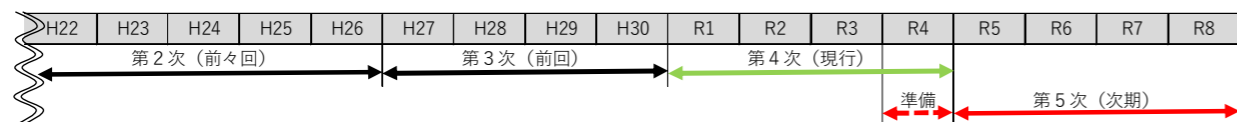


➤経営戦略(下水道編) P38より
『本市では、公益社団法人日本下水道協会が推奨する「3～5年の下水道使用料算定期間」に基づき下水道使用料算定期間を4年と設定して、これまでも下水道使用料の見直しを行ってきましたが、経営戦略の計画期間である12年間においても、4年ごとに収支のバランスのとれた適切な下水道使用料のあり方を検討します。』

経営戦略の見直しや第5次中期経営計画の策定にあわせ、下水道使用料のあり方について検討します。

1-2 次期下水道使用料の算定期間

算定期間とは、下水道使用料で賄うべき経費を積算する期間です。現行の下水道使用料の算定期間が、令和元年度から4年度のため、4年度中に、5年度から8年度の下水道使用料を算定します。
➔次期下水道使用料の算定期間は、令和5年度から令和8年度までの4年間(第5次中期経営計画期間)



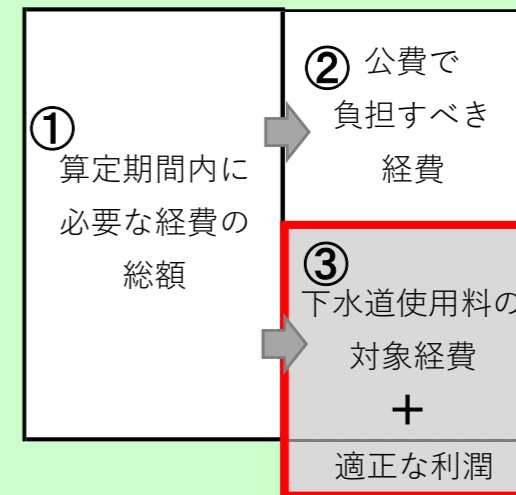
- (参考)
- 第1次中期経営計画H17～H21(5年) : H18改定あり
 - ※ただし使用料算定期間はH18～H21(4年)
 - 第2次中期経営計画H22～H26(5年) : 改定なし
 - 第3次中期経営計画H27～H30(4年) : 改定なし
 - 第4次中期経営計画R1～R4(4年) : 改定なし



2 下水道使用料の算定方法(概要)

➤①算定期間内に必要な経費の総額から②雨水処理にかかる経費など公費で負担すべき経費を除き、適正な利潤※を加えたものが、③下水道使用料の対象経費等となります。

※適正な利潤は、将来、資産の再構築に必要な費用に充てる財源の一部となります。



③下水道使用料の対象経費等を賄うために、下水道使用料の基本料金や従量料金をどのくらいの金額に設定するかについて検討します。

ここを下水道使用料で賄う!

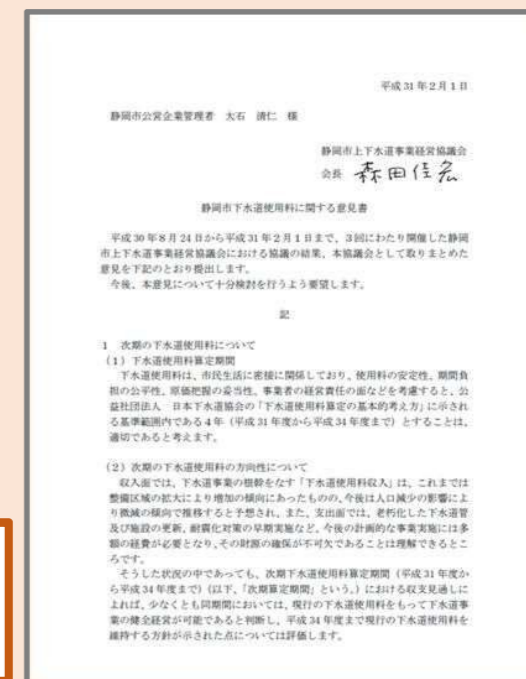
3 今後の予定(令和4年度上下水道事業経営協議会)

下水道使用料の概要説明

次期下水道使用料のあり方に係る検討にあたっての概要説明

次期下水道使用料のあり方についての説明・意見聴取

以上の議事を踏まえ、令和4年12月までに、経営協議会から「下水道使用料に関する意見書」をいただき、最終的な意思決定の参考とします。



(参考)平成30年度下水道使用料に関する意見書